

2 受験資格

(1) 次の①及び②の要件を全て満たす人

① 昭和39年4月2日以降に生まれた人

② 次に掲げる試験の職種について、それぞれの受験資格を満たしている人

試験の職種	受験資格
土木	直近7年（平成29年8月1日から令和6年7月31日まで）中に5年以上、道路、河川、海岸、ダム、港湾等の土木工事の計画、設計、積算又は施工管理の職務経験を有する人 ※「計画、設計、積算又は施工管理」の経験とは、道路、橋梁、河川、海岸、ダム、砂防、急傾斜地、港湾等の土木構造物の築造・改修工事についての経験が該当します。ただし、現場作業、土質調査、測量、CAD業務、造園の植栽工事等の業務は含みません。
建築	直近7年（平成29年8月1日から令和6年7月31日まで）中に5年以上、建築物の計画、設計、積算又は施工管理等の職務経験を有する人 ※「建築物の計画、設計、積算又は施工管理等」の経験とは、建築物の計画、設計、積算、工事監理、施工管理、建築確認審査・検査又は建築に係る市街地開発事業等の都市計画に関する業務についての経験が該当します。ただし、現場作業、調査、測量、CAD業務、PC入力作業等の業務は含みません。
電気	直近7年（平成29年8月1日から令和6年7月31日まで）中に5年以上、建築物等における電気設備の計画、設計、積算又は施工管理等の職務経験を有する人 ※「建築物等における電気設備の計画、設計、積算又は施工管理等」の経験とは、建築物（住宅（戸建て住宅等の小規模なものを除く。）・マンション・オフィスビル・大規模商業施設・公共施設等）、プラント系施設（ダム・水道・下水道等）及びインフラ系施設（電力等）における電気設備の計画、設計、積算、施工管理、維持管理、修繕業務についての経験が該当します。ただし、現場作業、製品加工組立、情報システム開発、ソフト開発、CAD業務、営業販売、警備等の業務は含みません。

(注)「職務経験」とは、会社員、自営業者、団体職員、公務員、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員等として、週35時間以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験（アルバイト、臨時職員は除く。）が該当します。

(注) 勤務経験が複数の場合は「職務経験」として通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。

なお、個々の継続した勤務経験が1年未満の場合は「職務経験」として通算できません。

(注) 在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験から除きます。

(注) 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。